

甲佐町国土利用計画

令和4年12月

甲 佐 町

目 次

前 文

第1章 町土地利用に関する基本構想

- 1. 町土地利用の基本方針..... 1
- 2. 利用区分別の町土地利用の基本方向..... 3

第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- 1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標..... 5
- 2. 町の骨格構造..... 6
- 3. 地域別の概要..... 9

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 1. 公共の福祉の優先と地域の実情に応じた計画的な利用..... 12
- 2. 土地利用関連法制等の適切な運用..... 12
- 3. 町土の保全と安全性の確保..... 12
- 4. 持続可能な町土の管理..... 13
- 5. 自然環境の保全・再生と美しい町土の形成..... 14
- 6. 土地利用の転換の適正化..... 15
- 7. 土地の有効利用の促進..... 16
- 8. 町土の町民的経営の推進..... 17
- 9. 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発..... 18
- 10. 計画の効果的な推進..... 18

土地利用概略図（現況）

土地利用構想図

前 文

甲佐町国土利用計画（以下「計画」という。）は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、甲佐町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関する基本的事項を総合的かつ長期的に定めるものである。

この計画は、第5次国土利用計画（全国計画）（平成27年8月策定）及び熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）（令和3年3月策定）を基本とし、かつ第7次甲佐町総合計画（令和3年3月策定）（以下、「第7次総合計画」という。）及び第2期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略（令和3年3月策定）（以下、「第2期総合戦略」という。）に即して策定したものである。

なお、計画策定後、今後の社会経済情勢の変化等に応じて、必要により改定を行うものとする。

第1章 町土利用に関する基本構想

1. 町土利用の基本方針

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であり、また、本町における生活及び生産等の諸活動の共通の基盤である。このため町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、町民の健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

本町は、熊本県のほぼ中央部、熊本市中心部の南方約 20 km の距離にあり、東西約 11 km、南北約 10 km で、面積は 57.93 km² である。東部及び南部は山間地帯、西側は熊本市及び下益城郡と接する乙女台地、それらに挟まれて平野部が広がり、九州山地に源を発する清流緑川が貫流する、風光と水に恵まれた町として発展してきた。

道路網については、北西部を九州縦貫自動車道が横断する（本町から御船 I C まで約 11 km、城南スマート I C まで約 11 km、松橋 I C まで約 13 km）ほか、国道 443 号が南北に縦断し、北は国道 57 号、南は国道 218 号に接し、西部に延びる主要地方道宇土甲佐線は国道 3 号に接する。そのほか、一般県道三本松甲佐線や稲生野甲佐線、今吉野甲佐線等の幹線道路から町全体に広がるように、町道、農道、林道が整備される。

本町の総人口は、昭和 55 年の国勢調査（12,989 人）以降減少し続けており、令和 2 年時点では、10,132 人まで減少している。今後も減少し続けることが予測され、特に、生産年齢人口（15～64 歳）が大きく減少することが予測されている（「まち・ひと・しごと創生 甲佐町人口ビジョン(改訂版)」）。人口減少による影響として、低・未利用地の増加による土地利用効率の低下や、農林業の担い手不足による荒廃農地の発生が懸念されており、適切な対策が必要となってくる。

今後の町土の利用においては、人口減少社会に適応した土地の適切な管理と有効活用を図ることが特に重要である。本町の基幹産業の礎である農地については、適切に保全、集約・集積を図りつつ、将来的に必要な農地を確保する。工業用地を含む宅地については、関係機関等と協議のうえ、用地確保・整備を推進する等、土地利用区分ごとに適切に管理していくとともに、低・未利用地や空き家等を有効活用することにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ることが必要である。

一方、人口の増加・維持に向けた取組も重要であり、本町では、新たに人を呼び込む施策、転入者の受け皿の整備等に取り組んでいる。また、定住人口だけではなく、交流人口・関係人口も“人口”と位置付け、人口増加に向け本町の多様な地域資源や自然環境の積極的な活用を促進している。

本町では、これらの人口減少対策に通ずる施策を踏まえた上で、適切な土地利用を促進することにより、最上位計画である第 7 次総合計画の基本理念「人と自然が共生し、にぎわいを育む 安全・安心・快適を実感できるまち ～花と緑と鮎のまち 甲佐～」の実現を目指すものとする。

第1章 町土利用に関する基本構想

1) 安全・安心で快適に暮らせる住環境の確保

ずっと住み続けたいまちを目指し、日常生活における移動手段の充実や買物に便利で賑わいのある中心市街地づくりを推進するとともに、本町の中心拠点の形成を図ることにより、利便性の高い住環境を整備する。移住希望者や転入者の受け皿づくりにあたっては、民間活力の導入による空き家バンクの活用や住宅整備に対する経済的支援の継続による適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進する。

また、平成28年熊本地震及び豪雨災害による被害状況を踏まえたうえで、災害に強く安全・安心に生活できるまち、国土の強靱化に向け、流域治水を基本とした河川整備や、広域的な道路ネットワークの構築と道路施設の老朽化対策、災害危険区域への砂防施設整備等のハード施策について関係機関と連携した取組を推進する。

2) 多様な自然環境や地域資源の保全・活用

本町は、南北に貫流する清流緑川や緑豊かな山々に囲まれており、自然に恵まれた環境にある。また、緑川沿いには、熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」や津志田河川自然公園、井戸江峡交流拠点施設等の多様な地域資源が点在する。本町の特徴的な魅力であるこれらの自然環境や地域資源の適切な管理・保全を図り、利用者に対して環境保全の普及啓発を推進することで、現状の土地利用を維持する。加えて、これらの多様な地域資源や関連する各種イベントを活用することにより、交流人口及び関係人口の増加を促し、将来的な移住による宅地需要の増加を図る。

3) 基幹産業の維持と魅力ある産業づくり

本町の基幹産業である農業の持続的発展のため、優良農地の保全や耕作のための農地の集約・集積、既存の農業生産基盤の整備、後継者や担い手確保に向けた取組を推進し、必要な農地面積を確保する。

また、地域経済の活性化に向け、企業誘致を推進し、産業の集積が見込まれる地域に計画的な土地利用の誘導を図るとともに、地元の企業の育成を視野に入れた農業、商業、工業の産業間連携による魅力ある産業への取組を推進する。

2. 利用区分別の町土利用の基本方向

町土利用の基本方針を踏まえ、今後における利用区分別の町土利用の基本方向は、次のとおりである。

① 農地

農地は、これまで本町の基幹産業を支えてきたが、現在は減少傾向にある。今後は必要な農地面積の確保のため、都市部への将来にわたる食糧供給基地として優良農地の保全に努めるとともに、生産性の高い農業基盤の整備を推進する。その際、生産性の向上や後継者・担い手を確保するため、農地の区画整理や集約・集積を推進する。

また、公共の福祉を優先させた本町の活性化のための計画的な転用を除き、無計画的な転用は抑制し、農業の発展に支障のないよう配慮する。

② 森林

森林は、木材生産等の経済的機能のほか、水源のかん養、自然環境の保全、公害の防止等公益的機能を有しており、必要な森林の確保と整備を図るとともに活力ある森林の保持培養、人工造林に努める。特に、防災・減災の観点からは、積極的な森林保全及び安定的な間伐を推進する。

③ 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、農業用水等の多角的な水資源としての利用及び災害防止、環境保全等の機能を持っており、今後もこれらの機能が高度に発揮できるように整備と保全を図る。

特に、水面については、農業用水の確保及び豪雨時の調整池としての観点から保全と整備を図る。

次に、河川については、防災・減災対策として、現在整備中の河川防災ステーションを水防・復旧活動の拠点に、関係機関との連携による整備を促進する。また、町民の日常生活との密着性を考慮し、憩いの場及び観光資源として活用できるよう整備を図る。

また、水路については、農地の生産性を高めるため、用排水路の整備を図る。

④ 道路

一般道路は、生活と生産を通じての諸活動の基盤であり、もっとも重要な社会資本の一つである。

特に、国道及び県道については、広域的な道路ネットワークの構築に向け、関係機関との連携による広域交通網の整備を促進する。

次に、町道については、広域的な道路網を形成する幹線道路や今後の土地利用などを考慮し、将来を見据えた計画的な整備を図る。また、生活道路についても、全ての住民が安心して通行できる道路整備を推進する。

また、農道・林道等については、農林業の生産性の向上を図るため、適正な管理に努める。

⑤ 住宅地

住宅地については、今後も確実に見込まれる人口減少に伴い、宅地の減少や空き家の増加等が予想される。そのような中、人口の増加・維持に向けた移住・定住施策として、民間活力の導入による空き家バンクの活用や住宅整備に対する経済的支援、新たな住宅地開発等を図り、適正な土地利用の誘導と住宅整備を推進する。

⑥ 工業用地

工業用地については、公害防止に十分配慮し、自然環境、生活環境との調和を図りつつ、公共用地や民有地の活用による企業誘致に努め、町民の雇用機会の増進を図るとともに、計画的な用地の確保に努める。

⑦ その他の宅地（商業地）

その他の宅地のうち、商業地については、個々の店舗の自助努力を促し、魅力ある商店街づくりと空き家バンクを活用した商業の活性化によるにぎわい空間の整備を推進する。

⑧ その他

文教施設、公園緑地、厚生施設等の公共施設等の用地については、町民の要望及び既存の施設の実態を十分考慮しながら用地の確保を図り、計画的な施設の配置を行う。

特に、レクリエーション用地については、熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」を、多様な世代の交流の場として、活用と広域的利用を促進する。また、遊休農地や比較的傾斜の緩やかな山林等を利用した、町民のみならず熊本市など近郊市町村からの来訪者も含めた家族で楽しめる憩いの場の確保に努める。

次に、文化財については、開発事業との調整を図り、その保存と活用に努める。

第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の基準年次は令和元年とし、目標年次は令和13年とする。また、中間年次は令和8年とする。
- (2) 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、令和13年において人口約9,000人、約3,700世帯と想定する。
- (3) 町土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分とする。
- (4) 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、基準年次の用地面積等を考慮して、利用区分別に、必要な土地面積を予測し、土地利用の実態を踏まえて定めるものとする。
- (5) 町土の利用の基本構想に基づく令和13年の利用区分ごとの目標は次のとおりである。

表 利用区分別土地利用の現況と規模の目標

(単位；ha %)

利用区分	年次		基準年次 (令和元年)		中間年次 (令和8年)		目標年次 (令和13年)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
1. 農地			1,211	20.9	1,206	20.8	1,197	20.7
(1) 田			781	13.5	778	13.4	771	13.3
(2) 畑			430	7.4	428	7.4	426	7.4
2. 森林			2,557	44.1	2,556	44.1	2,556	44.1
3. 原野等			13	0.2	13	0.2	13	0.2
4. 水面・河川・水路			668	11.5	668	11.5	668	11.5
5. 道路			285	4.9	286	5.0	290	5.0
6. 宅地			324	5.6	329	5.7	334	5.8
(1) 住宅地			239	4.1	242	4.2	245	4.2
(2) 工業用地			15	0.3	17	0.3	18	0.3
(3) その他の宅地			70	1.2	70	1.2	71	1.2
7. その他			735	12.7	735	12.7	735	12.7
合計			5,793	100	5,793	100	5,793	100

※小数点以下の計算により、合計値が合わない場合がある

2. 町の骨格構造

ここでは、目標年次である令和13年に目指す土地利用の実現に向け、現況を踏まえた上で、今後の土地利用の基本的な方向性を『骨格構造図』に示す。『骨格構造図』における各項目の内容は以下のとおりである。

(1) 拠点の設定

① 中心拠点

甲佐町役場や甲佐町商工会、甲佐町総合保健福祉センター（鮎緑）等が立地する本町の中心部を『中心拠点』に位置づけ、日常的な生活サービスを提供する行政、商業、医療・社会福祉等の各種都市機能の維持・集積を図り、本町の顔として計画的な土地利用を推進する。

② 文化・教育拠点

各地域に立地する甲佐町生涯学習センター、宮内社会教育センター、甲佐小学校、龍野小学校、乙女小学校、白旗小学校、甲佐中学校、甲佐高校を『文化・教育拠点』に位置づけ、各地域の文化や学びの場とする。

③ スポーツ賑わい拠点

サッカーコートやテニスコート、野球場等のある熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」を『スポーツ賑わい拠点』に位置づけ、多様な世代の交流の場として、活用と広域の利用を促進する。

④ 自然交流拠点

緑川沿いに立地する川平キャンプ場や井戸江峡交流拠点施設、やな場、津志田河川自然公園等を『自然交流拠点』に位置づけ、自然を通じた町内外の多様な人々の交流を促し、憩いの場の維持に努める。

(2) 軸の設定

① 高速幹線軸

御船ICや城南スマートICのある九州縦貫自動車道を『高速幹線軸』に位置づけ、積極的な活用を図り、産業振興や他県・他市町の多様な人々との交流を促す。

② 広域幹線軸

本町の幹線道路である国道443号及び主要地方道宇土甲佐線の一部、一般県道嘉島甲佐線や御船甲佐線を『広域幹線軸』に位置づけ、関係機関との連携による広域交通網の整備を促進する。

特に、『広域幹線軸』の沿道においては、住宅、商・工業施設等の立地を促し、まちの賑わい創出を図る。

③ 地域連携軸

各拠点間や周辺市町を結ぶ主要地方道小川嘉島線や一般県道今吉野甲佐線、三本松甲佐線等を『地域連携軸』に位置づけ、関係機関との連携による広域交通網の整備を促進する。

④ 緑川水辺軸

一級河川である緑川沿いを『緑川水辺軸』に位置づけ、近場で親しめる水辺空間として整備を図る。

(3) ゾーンの設定

① 市街地ゾーン

甲佐町役場や医療施設等の主要な施設及び周辺の住宅地を『市街地ゾーン』に位置づけ、地域景観に配慮したまちなみ整備や居住環境の整備、魅力ある商店街づくり等により、良好な市街地の形成を図る。

② 集落地・農地ゾーン

各地域に散在する既存の集落地や農地を『集落地・農地ゾーン』に位置づけ、集落地は生活環境の整備充実に努め、コミュニティの維持を図る。農地は熊本県食料・農業・農村基本計画や熊本県農業振興地域整備基本方針に基づき、農業生産基盤の整備を計画的に推進する。

また、白旗や乙女、竜野地域の一部においては、住宅・産業需要に応じて、適切な土地利用を図る。

③ 森林ゾーン

本町を囲む緑豊かな山々を『森林ゾーン』に位置づけ、県及び森林組合と連携し、甲佐町森林整備計画に基づき、地域林業の育成、整備を積極的に推進し、自然環境の保全を図る。

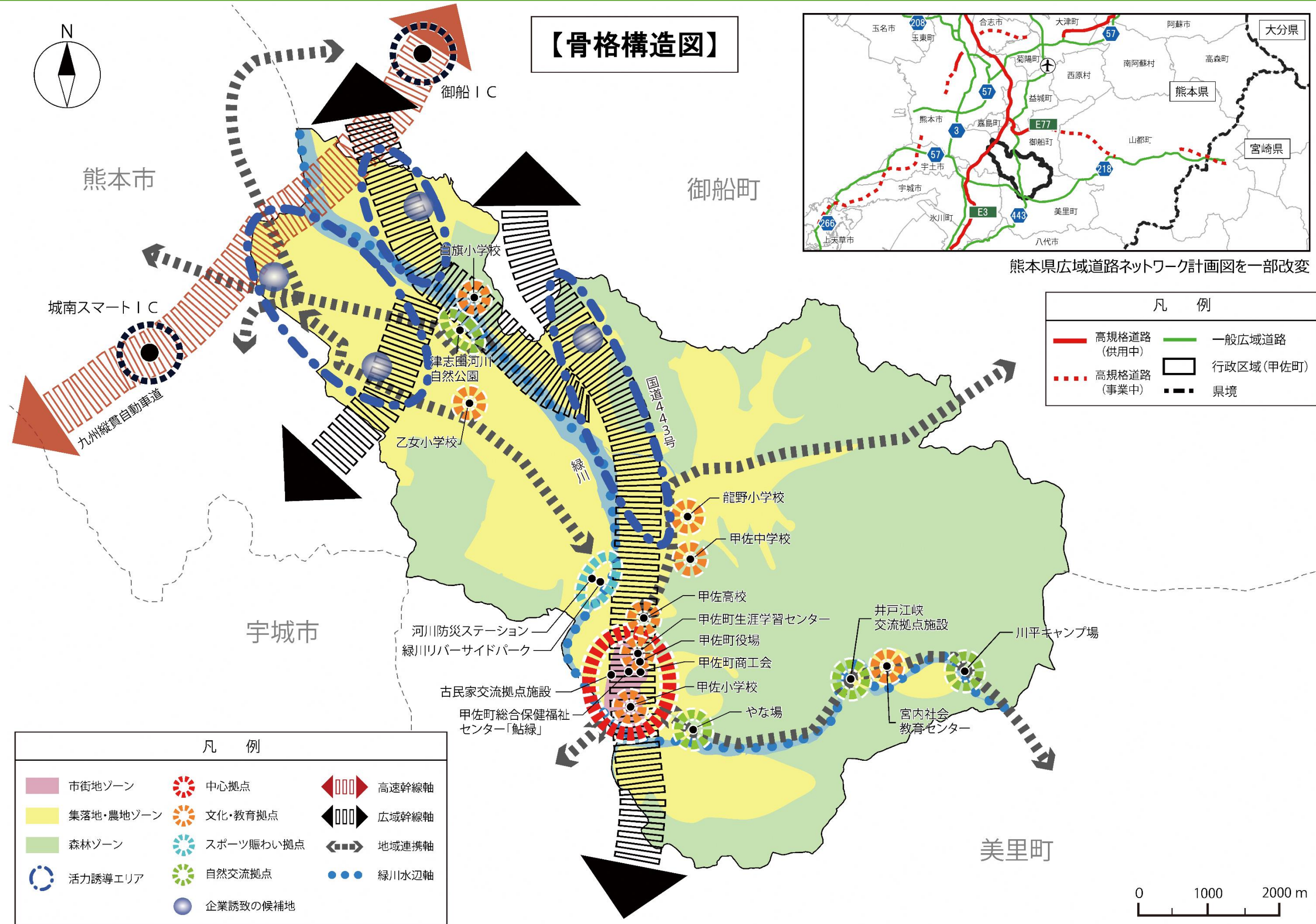
また、防災・減災の観点から積極的な森林保全及び安定的な間伐を推進する。

(4) エリアの設定

① 活力誘導エリア

スマートＩＣに近い乙女地域の一部、本町の幹線道路である国道及び県道沿いの白旗地域及び竜野地域の一部の範囲を『活力誘導エリア』に位置づけ、自然環境や生活環境との調和を図りながら、住宅、商・工業施設等の立地を促し、活気のある地域づくりに努める。

第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要



3. 地域別の概要

地域別の区分は、町土における自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件等を勘案して、宮内地域、甲佐地域、竜野地域、乙女地域、白旗地域の5区分とする。

『骨格構造図』を踏まえた、令和13年における町土の利用区分ごとの規模の目標の地域別概要は、次のとおりである。

① 宮内地域

宮内地域は、本町南東部の地域で、土地利用のほとんどを森林で占める。主な道路として、一般県道三本松甲佐線があり、町の市街地と一本道で結ばれるとともに、美里町とも結ばれ、他町との交通の利便性を維持する基幹路線となっている。それを軸に、坂谷線をはじめとした町道、農道、林道等が整備され、沿線に集落が点在する。本地域の観光レクリエーション資源としては、甲佐岳、川平キャンプ場、井戸江峡交流拠点施設（キャンプ場）、甲佐神社、鶉ノ瀬堰などがあり、町内外を含め観光客の来訪が見込まれる。

今後は、まず農地や森林については、区画整理等の農地整備や農業用ため池の改修整備、森林保全と林業基盤の整備を進めるとともに、特に山間部の土地において維持しない農地は、計画的に山林へ戻すことも検討する。

次に、道路については、一般県道三本松甲佐線や町道上揚井戸江線、町道下豊内上揚線の整備を進め、宅地については、既存の規模の維持に努める。また、観光レクリエーション資源については、道路網の強化による利便性の向上を図り、中心地である甲佐地域と連携した活用に努める。

② 甲佐地域

甲佐地域は、本町南部の地域で、甲佐町役場や総合保健福祉センター、銀行や郵便局、ショッピングセンター等の商業施設が立地する町の中心地である。地域の南部を美里町と接し、緑川沿いの平坦地を中心に集落が形成され、付随して農地が広がる。主な道路は、地域を南北に貫く国道443号を軸に、宮内地域と結ぶ県道三本松甲佐線、竜野地域と結ぶ県道稲生野甲佐線があり、集落や農地・森林をつなぐ町道・農道・林道が整備されている。本地域の観光レクリエーション資源としては、やな場、陣ノ内城跡、古民家交流拠点施設、乙女地域にまたがる熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」などがあり、町内外を含め観光客の来訪が見込まれる。

今後は、引き続き本町の中心拠点として位置づけ、住民の生活の利便性向上に向け、環境の整備を図る。まず、農地や森林については、農業基盤整備等を進めるとともに、道路については、国道443号の整備を要望していくとともに、町道西寒野打越線の整備を進める。次に、住宅地及び商業用地を含む宅地については、国道443号沿道等を含め今後の宅地需要に応じた区域及び規模を前提に、宅地の確保に努めるとともに、商工業振興に向け、空き家、空き店舗などを活用した起業への支援を図る。また、観光レクリエーション資源については、駐車場及び施設の拡充に努め、中心部としての利便性を生かした他地域との連携による交流人口の拡大を図る。

③ 竜野地域

竜野地域は、本町中央部の地域で、東部が山間地で御船町と接し、中部から西部にかけて低地となっている。主な道路は、町の市街地を結ぶ県道稲生野甲佐線が軸となっており、他市町との交通の利便性を維持する基幹路線となっている。それを軸に、町道、農道、林道等が整備され、沿線に集落が分布しており、付随して農地が広がる。特に地域の西部では、新興住宅地、工業施設等が立地し、今後も引き続き人口規模の維持・向上が見込まれる。

今後は、まず農地や森林については、区画整理等の農地整備や農業用ため池の改修整備、優良農地の確保を行いつつ、活力誘導エリアの他、特に国道443号沿道等の企業誘致のための用地及び住宅の需要に応じた宅地の確保及び、集落内の空き家、空き店舗等の活用を図る。また、道路については、一般県道稲生野甲佐線や町道大峯線の整備を進める。

④ 乙女地域

乙女地域は、緑川西部の地域で、地域の西部は台地、東部の緑川沿いが低地となっている。北側で熊本市と接しており、九州自動車道城南スマートICから近傍でもあるため、生活や交通の利便性が非常に高い地域である。このため、地域北部の台地上では新興住宅地や工業施設が立地し、今後も引き続き人口規模の維持及び拡大、企業の立地が見込まれる。主な道路としては、主要地方道宇土甲佐線、県道今吉野甲佐線、御船甲佐線が軸となり、各集落を結ぶ町道・農道・林道が整備され、付随して農地が広がる。観光レクリエーション資源としては、津志田河川自然公園、ゴルフ場、麻生原のキンモクセイ、甲佐町グリーンセンターなどがあり、近年のアウトドア志向等で交流人口拡大の期待が高まる。

今後は、農業用ため池の改修整備等の農地の基盤整備を進めるとともに、基盤整備の済んだ優良農地等の確保を行いつつ、活力誘導エリアの他、県道御船甲佐線、宇城中部・東部農免農道(通称フルーツロード)沿道等を中心に、企業誘致の候補地及び住宅の需要に応じた宅地の確保に努める。また、道路については、今後も本地域の利便性の向上を図るために、一般県道御船甲佐線(田口橋平面交差)や一般県道今吉野甲佐線の整備、町道グリーンセンター線を進めることで交通ネットワークの強化に努める。さらに、観光レクリエーション資源については、交通の利便性の高さを利用し、他県や隣接する熊本市、町の中心地である甲佐地域と連携した活用を努める。

⑤ 白旗地域

白旗地域は、本町北部の地域で、北部・東部で御船町と接する。地域の東部に一部山林があるもののほとんどが平坦部で、平野部の広い範囲で農地が広がる。主要な道路は、主要地方道宇土甲佐線や県道嘉島甲佐線が地域を縦断するほか、近傍には九州自動車道御船ICをはじめ、熊本市や嘉島町、御船町の商業施設等あり、生活・交通の利便性が非常に高い地域である。地域の北部には、物流系企業のほか、新興住宅地が多く立地し、南部には農地（白地）等の活用を含めた企業誘致の候補地もあることから、今後も人口規模の維持及び拡大、企業の立地が見込まれる。

今後は、区画整理等の農地整備を進めるとともに、優良農地を確保しながら、活力誘導エリアの他、特に県道嘉島甲佐線、国道443号沿道等の企業誘致の候補地及び住宅の需要に応じた宅地の確保に努める。また、道路については、一般県道嘉島甲佐線田口橋平面交差点改良や町道大町塔ノ木線、町道中早川北早川線の整備を進める。

以上を踏まえ、現状の土地利用を示した『土地利用概略図』と令和13年に目指す土地利用を示した『土地利用構想図』を巻末のとおり整理する

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先と地域の実情に応じた計画的な利用

町土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて、総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努め、また町等は各種の規制措置、誘導措置等を講じるほか、地域組織やNPOなど多様な主体との連携を行いながら、総合的な対策の実施を図る。

2. 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適切な土地利用の確保と町土資源の適切な管理を図る。

3. 町土の保全と安全性の確保

ア 本町は、町の中央を一級河川である緑川が南北に流れており、その川沿いの平野部には田畑が広がっている。また、町の大半を丘陵地や山地が占めており、自然豊かなまちとなっている。

このような中で、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害を踏まえ、町土の保全と安全性の確保のために、河川・道路・砂防・治山等施設整備と土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性及び地震・風水害・土砂災害等への対応に配慮しつつ、関係機関と連携を図りながら災害に強い町土づくりを推進する。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行う。また、主体的な避難を促進する観点から、総合防災マップを活用し、避難場所等の周知徹底を図るとともに、総合防災訓練による防災意識の向上、初動体制の強化、関係機関との連携など、防災・減災体制を整備する。

また、渇水に備えるため、水利用の合理化、節水意識の高揚、地下水の保全、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ町土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、間伐等森林の整備、保安林の適切な指定・管理及び治山施設の整備等を促進し、森林の管理水準の向上を図る。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を促進する。

加えて、路網や機械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに、生産、流通及び加工段階における作業環境の整備や林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への町民の理解と参加を促す。

また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため創設された県の新たな森林管理システムに基づき、「森林環境税」を活用した公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査・境界画定、人材育成・担い手の確保などを進めながら、これまで手入れができていなかった森林の保全・整備を推進する。

- ウ 災害に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、土砂災害警戒区域等への立地抑制などにより、安全な市街地の形成を図る。

さらに、総合防災マップ等を活用し、危険箇所についての情報の周知に努めることで、事前避難を促し、減災を図る。

特に、中山間地域においては、崖崩れによる道路の寸断等により集落が孤立する状況もみられるため、引き続き十分配慮する。

4. 持続可能な町土の管理

- ア 行政、医療・介護、福祉、商業等の基本的な都市機能は、本町の中心拠点において維持する。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を促進する。日常生活に不可欠な施設等を公共交通機関で訪れられる範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進める。

これらによって、「住みたい・住み続けたい」と実感できるまちづくりを進める。

- イ 農業・農村が持つ多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と農地の集積・集約を推進するとともに、水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

- ウ 持続可能な森林管理のため、町産木材需要の創出、施業集約化の加速化等の実施を推進するとともに、管理が困難な森林所有者や町内に居住しない森林所有者等に対し、森林組合等への長期的な森林経営の委託等を促し、効率的な施業の定着を図る。

- エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者との連携による流域の管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

5. 自然環境の保全・再生と美しい町土の形成

- ア 町土は次の世代に引き継ぐべき町民の共有財産であり、環境とは不可分のものである。
- そこで、地球温暖化対策及び地域の大気環境の保全策を推進するため、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの導入、公共交通機関の利用促進など、地域構造や交通システムの観点から環境負荷の低減に向けた土地利用を図る。
- また、二酸化炭素の吸収源となる森林の適切な保全・整備を推進する。
- イ 持続可能な循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行い、環境の保全を推進する。
- また、廃棄物の不法投棄については、保健所、警察署等と連携して町全体での監視体制づくりや意識の啓発を図る。
- ウ 本町は、優れた自然の風景地となっている矢部周辺県立自然公園の区域を含んでおり、引き続き自然の風景地を保護していくとともに、野外レクリエーション活動等を通じて自然に親しむ心を育み、町土を次世代に引き継ぐ。
- また、二次的な自然については、適切な農林業活動や町民・企業等による保全活動の促進等を通じて自然環境の維持・形成を図る。
- エ 生物の多様性を保全するため、森・里・川をつなぐ生態系の保全の取組を推進するとともに、自然保護の関係団体などの連携の充実を図る。
- オ 歴史的・文化的景観の保存、文化財の保護等を図るため、文化財保護法を適切に運用するとともに、開発行為等の規制を行う。
- また、地域特性を踏まえた取組を通じて、緑や水に代表される自然と、長い歴史の中で築きあげられてきた文化と生活が相まった甲佐らしい景観の保全・創造を図る。
- カ 環境負荷の低減を図るため、「くまもとグリーン農業」の促進や農薬等ポジティブリスト制度に基づいた農業生産活動の実施など環境と調和した持続性の高い農業を推進する。
- キ 開発事業を行う場合、事業者は、環境影響評価に関する法令等に基づき、環境への影響を未然に防止・低減し、良好な環境の確保を図る。

6. 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、各個別規制法等に基づき、その復元の困難性に十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を踏まえて適切に行うこととする。

特に、自然条件については、町土を生物多様性という観点から評価し、土地利用転換が生物の生息・生育の環境に与える負荷を最小限にとどめるよう配慮する。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

加えて、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方で、低・未利用地が増加していることを鑑み、低・未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を原則として抑制する。

イ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

ウ 農用地の利用転換を行う場合には、食料の安定供給、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良な農用地が確保されるよう十分考慮する。また、国や県と連携した適切な手続きを踏まえた上で、適正な土地利用の転換を図る。

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適切な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、第7次総合計画の基本構想に盛り込まれているまちづくりの基本方針、公共用施設の整備等との整合を図る。

オ 農山村における土地利用の混住化が進行する地域において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、農用地、宅地等の相互の土地利用の調和と調整を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じないように、土地利用関連制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

7. 土地の有効利用の促進

ア 農地については、「稼げる農業」の加速化を目指して、熊本県食料・農業・農村基本計画や熊本県農業振興地域整備基本方針に基づき、農業生産基盤の整備を計画的に推進する。

また、中核経営体や農業法人の育成、農地中間管理機構を通じた農地利用集積による大規模経営体の育成、専門家による新たな経営展開などを支援する。

さらに、地域の特性を生かした特産品の製品によって、産地のブランド化を図るとともに、食と農を軸とした地域活性化や農業法人組織及び農業後継者の育成を推進し、持続的な農業の振興に努める。

イ 森林については、県及び森林組合と連携し、甲佐町森林整備計画に基づき、地域林業の育成、整備を積極的に推進する。

また、森林の意向調査結果に基づき、森林環境譲与税やくまもと間伐材利活用補助金などの活用を図るとともに、治山事業などの補助事業を活用して林業基盤整備を推進する。

さらに、防災・減災の観点から積極的な森林保全及び安定的な間伐を推進する。

ウ 水面・河川・水路については、治水及び利水機能の発揮と向上に留意しつつ、多様な生物の生息・生育環境としての機能の発揮のために、必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の優れた景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成に努める。

また、町民とのパートナーシップによる河川の保全活動等が増加していることから、より地域住民との連携を深め、より良い河川環境を創出する。

生活排水処理については、合併処理浄化槽の普及促進に努め、緑川の水質浄化や快適な生活環境の整備を図る。

エ 道路については、甲佐町道路整備計画に基づき、国道、県道及び町道については、幹線道路から生活道路まで広域的な関連性を前提として町民の日常生活に必要な安全性・利便性を確立すべく道路整備を推進する。また、農道・林道等についても同様に、農林業の生産性の向上を図るための整備を推進する。

オ 住宅地については、地域景観に配慮したまちなみ整備、居住環境の整備を推進する。また、民間活力の導入による空き家バンクの活用や住宅整備に対する経済的支援の継続、新たな住宅地の開発により、適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進する。加えて、若い世代の定住促進を図るため、将来の譲渡を視野に入れつつ、町営住宅の子育て世帯への期限付き入居等を進める。

市街地においては、魅力ある商店街づくりと空き家バンクを活用した商業の活性化によるにぎわい空間の整備を推進する。

農村集落においては、農村総合整備事業等による生活環境の整備充実に努める。

- カ 工業用地については、地域社会との調和及び環境への負荷低減と公害防止を図りながら、企業誘致対象地域の選定を進めるとともに、関係機関などと協議して企業用地整備の方向性を検討・決定し、計画を立てて円滑に事業を実施する。また、選定地域等の活用により、企業誘致に努める。
- キ 公園・緑地については、住民だれもが利用できる町の憩いの空間づくりに努める。また、熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」は、スポーツを通じた広域交流拠点施設として、活用と広域的利用を推進する。
- ク 低・未利用地のうち、荒廃農地については、町土の有効利用及び環境保全等の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、新たな発生防止に努めるとともに、既存のものに対しては農地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林等への転換を図る。

8. 町土の町民的経営の推進

次世代へ引き継ぐべき共有財産である町土について、土地所有者以外の者も含めた多様な主体の協働による管理を推進することにより、管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な町土の利用に資する効果が期待できる。

このため、町による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森づくりボランティアネット等による森づくり活動をはじめ、水と緑の財産づくりのための農用地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、町、住民、地域社会が一体となった「町土の町民的経営」の取組を推進する。

9. 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

町土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査等町土に関する基礎的な調査を推進するとともに、町民等と情報を共有し、その総合的な利用を図る。

また、森林や農地等において、土地所有者の高齢化や不在地主の増加により、境界や所有者が不明となる土地が発生する可能性がある。土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・町土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であることから、所有者が不明な土地等の発生を防ぐ観点からの取組を推進する。

さらに、町民の町土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、G I S (地理情報システム)等の活用による調査結果の普及及び啓発を図る。

10. 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、町土利用をとりまく状況や町土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。